

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年四月四日奈良県指令郡土第六一一六九号

平成二十五年五月十六日奈良県指令郡土第六一一六九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年九月一日郡土第五一三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年九月一日郡土第一五三号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市小明町一八六一番六五、一八六一番六六、一八六一番六七、一八六一番六八
及び一八六一番六九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地ノ四

株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小明町一八六一番六九

下水道 生駒市小明町一八六一番六九の一部